

第 26 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第26回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和5年6月21日(水) 午後1時30分～午後2時10分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1、2-2

3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員14名)

1 :	住本 浩也	2 :	中尾 正美
3 :	稲岡 卓美	4 :	本岡 俊郎
5 :	小林 衛	6 :	藤本 修造
7 :	政井 武雄	8 :	岸本 富生
9 :	田中 眞司	10 :	稲田 保
12 :	前田 薫	13 :	藤川 良昭
14 :	永井 達郎	15 :	土井 賢一
16 :	増田 種正	17 :	長谷川義博
18 :	青木 輝剛	19 :	藤原 廣典
20 :	中井 義則	21 :	森本 謙介
22 :	前田 明弘	23 :	横山 和行

4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員1名)

11 : 近田 武司

5 議事に関係した事務局職員

事務局長 多鹿 博昭

事務局 高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第139号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について

議案第140号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

報告事項

報告1 各種証明書の交付

報告2 農地法第4条第1項第8号及び同法施行令第3条第1項の規定による届出の受理

報告3 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出の受理

報告4 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

5月30日に令和5年度全国農業委員会会長大会、6月14日に兵庫県農業委員会会長地区別会議に出席してまいりました。その中で、人・農地プランから地域計画へどのように移行させたらよいか、国から支給されたタブレットを今後どのように活用するのかなどの課題の説明があった。

本日第26回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第4条及び第5条の許可申請に対する進達などの、審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第26回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 まず、最初にご報告申し上げます。

11番 近田委員は、本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたのでご報告申し上げます。

○議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号4番 本岡委員、5番 小林委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案第138号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第138号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見
を求める。

令和5年6月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第138号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3
条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号
に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 葉多町○○○○ ○○○○、譲渡人 葉多町○○○○
○○○○、申請地：所在地 葉多町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○
○○○㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人は○○○○屋を営まれています。ご主人が数年前に亡くなられて
から、ご主人の弟さんが、農業と仕事を手伝われておられましたが、ご病
気で農業ができなくなられたため、譲受人に所有権を移転したいとの話に
なられたものです。譲受人は、市職員で現在も○○○○に勤務されていま
す。農業にも熱心に取り組まれておられる方です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はご
ざいませぬか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可するこ
とに決定してご異議ございませぬか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定

いたします。

○議長　それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番　○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、3ページ、4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 葉多町○○○○ ○○○○、譲渡人 丸山町○○○○
○○○○、申請地：所在地 葉多町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○
○○○㎡ 自作地、葉多町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡
自作地、葉多町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、
葉多町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計
4筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転でありま
す。

当該農地につきましては、譲渡人のお父様が所有されていたもので、以
前から譲受人に耕作をお願いしてこられていました。一方、譲受人は、○
○○○にお勤めで、お父様もお元気で、親子で農業に熱心に取り組まれて
います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はご
ざいませぬか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可するこ
とに決定してご異議ございませぬか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定
いたします。

○議長　以上、議案第138号 農地法第3条関係では、申請件数2件、うち許
可件数2件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長　次に、議案第139号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿)　議案書の3ページをお願いします。

議案第139号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年6月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、4ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第139号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、5ページ、6ページをあわせてご覧ください。

申請人：新部町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 三和町○○○○
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、パネル枚数288枚、122.40kWの太陽光発電設備となる予定です。第3種農地です。

当該農地では水稻栽培を営まれておられましたが、耕地整理時の設計不備と長年の耕作により、排水溝用の土管が詰まり、消防団用の消火ポンプで放水し改善を図りましたが、土管の長さが12m以上あり、対処できず、いつまでも水につかった状態でした。また、用水路の側壁にひび割れが多数あり、用水が流入、中干ができない状態が続き、耕作不能地として、長年放棄しておられましたが、雑草の管理に疲れられ、このたび、太陽光発電設備の申請に至られたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が雑種地、西側と北側が道路、南側が田となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土

地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第139号 農地法第4条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第140号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第140号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年6月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの4件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第140号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、7ページ、8ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加東市上滝野〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 西脇町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 西脇町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転、1階 62.93㎡、2階 49.68㎡の木造2階建一般住宅1棟となる予定です。第3種農地です。

譲受人と譲渡人は、譲渡人が親、譲受人が子の親子関係にあります。現在、加東市に在住されている譲受人が西脇町に帰ってこられて家を建てられるとのことで申請されたものです。当該農地から譲渡人の家も7～80mの距離にあります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が宅地、西側が譲渡人の田、南側が水路、北側が宅地と道路となっております。
従いまして、水利、区長の同意書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番についてであります。次の3番との関連事項でありますので、地元委員から2番、3番をあわせて説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、2番、3番について説明いたします。
参考資料の、9ページから12ページをあわせてご覧ください。
2番、3番について、申請人は共に：譲受人 大阪市中央区道修町〇〇〇〇 〇〇〇〇 (再生可能エネルギー発電事業)、譲渡人 市場町〇〇〇〇

○ ○○○○です。

申請地、適用については、

まず2番の申請地:所在地 市場町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、市場町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、パネル枚数 140 枚、49.5 kWの太陽光発電設備となる予定です。第2種農地です。

次に3番の申請地:所在地 市場町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、市場町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、パネル枚数 168 枚、49.5 kWの太陽光発電設備となる予定です。第2種農地です。

当該農地につきましては、ここ十数年、全く管理がなされておらず、耕作放棄地として毎年の農地パトロール時に問題になっていたところ。2年前に譲渡人が今回の譲受人とは別の太陽光発電設備業者と所有権移転、転用について話が持ち上がりましたが、全く進まなかったという経緯もあります。今回の譲受人は関西電力に売電するのではなく、ここで発電したものを近くの事業所や工場に売電するように聞いております。

当該農地の周囲の田も、草まみれ、耕作放棄地となっている地区であります。

今回、譲渡人には、事業化できる農地だけを譲受人に売ることになったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番、3番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

まず、2番の相隣関係としましては、東側と西側が田と申請地、南側が道路、北側が田となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

次に、3番の相隣関係としましては、東側と西側が水路と申請地、南側が水路と田、北側が道路となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。2番、3番とも、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番、3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番、3番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、4番について説明いたします。
参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 加古川市野口町北野○○○○ ○○○○(製缶業)、
譲渡人 三木市細川町西○○○○ ○○○○、申請地：所在地 万勝寺町
○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○○
○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面
積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、鉄骨平屋建 983.60
㎡の工場、軽量鉄骨平屋建 99.37 ㎡の事務所、露天駐車場、緑地となる予
定です。第2種農地です。
今回、当該農地とともに、当該農地東側の県道とに挟まれた宅地、当該
農地北側に隣接する住宅・宅地も同時に売買されると聞いております。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、4番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が申請地と宅地と道路、西側が申請地とた
め池と水路、南側が宅地と水路、北側が雑種地と譲渡人の田と宅地となっ
ております。
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか
と思います。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、と
もに提出されております。

○議長 4番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま

す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第140号 農地法第5条関係では、申請件数4件、うち進達件数4件により審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項 1から5までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 7ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。
(証明期間 令和5年5月1日～令和5年5月31日)
令和5年6月21日
小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 農家証明 番号1 住所 久保木町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 農業用倉庫
以下記載のとおり、農家証明につきましては、3件で、使用目的は、農業用倉庫2件、農業者用住宅1件でございます。

(2) 耕作証明 番号1 住所 高田町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 軽油免税申請
以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計4件で、使用目的はすべて軽油免税申請でございます。

引き続きまして8ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第3条第1項の規定による届出を受理したので報告する。
(受理期間 令和5年5月1日～令和5年5月31日)

令和5年6月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示：所在地 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m²、垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m²、垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m²のうち〇〇〇〇m²、以上合計3筆 合計面積〇〇〇〇m²、摘要といたしまして、宅地の一部 令和5年5月1日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以下、記載のとおり、農地法施行令第3条第1項の規定による届出は、2件 5筆 〇〇〇〇m²でございます。

引き続きまして9ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年5月1日～令和5年5月31日)

令和5年6月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 垂井町〇〇〇〇、物件の表示 所在地 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m²、摘要といたしまして、宅地造成 所有権移転 令和5年5月1日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以上、記載のとおり、農地法施行令第10条第1項の規定による届出は、1件 1筆 〇〇〇〇m²でございます。

引き続きまして10ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和5年5月1日～令和5年5月31日)

令和5年6月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m²

河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇

〇〇〇㎡

以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要 令和5年5月8日 利用権 賃貸借 合意解約

以上、記載のとおり、解約通知につきましては、3件 4筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして11ページをご覧ください。

報告5

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年5月1日～令和5年5月31日)

令和5年6月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 大阪市西淀川区出来島〇〇〇〇
〇〇〇〇、譲渡人(被相続人) 大阪市西淀川区出来島〇〇〇〇
〇 〇〇〇〇(持ち分3分の1)、檜山町〇〇〇〇 〇〇〇〇
(持ち分3分の1)

物件の表示 所在地 天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

天神町天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

天神町天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

天神町天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

天神町天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

天神町天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

以上合計7筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして遺産分割による所有権取得 令和5年5月22日
受理

農地法3条の3第1項の届出は、遺産分割による所有権取得が1件、相続による所有権の取得が10件で、合計45筆 〇〇〇〇㎡でございます。

報告は、以上です。

○議長 報告1から5について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。
これをもちまして、第26回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和5年6月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員4番

議事録署名委員5番